

令和7年第8回

印西市農業委員会総会議事録

令和7年8月7日（木）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第8号

令和7年第8回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年7月31日

印西市農業委員会会长 篠田道雄

1 期日 令和7年8月7日(木)

2 時間 午後2時

3 場所 農業委員会会議室(庁舎別館1階)

令和7年第8回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月7日（木）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会长 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 買受適格証明願について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 6 質問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について

日程第 7 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について

日程第 8 報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第 9 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（24名）

農業委員

| | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|---|
| 1番 | 大 久 保 | 優 | 2番 | 石 井 | 光 | 一 |
| 3番 | 小 川 憲 | 通 | 4番 | 五 十 嵐 | 義 | 弘 |
| 5番 | 米 井 紗 | 恵 | 6番 | 武 藤 | | 悟 |
| 7番 | 岩 井 猛 | 和 | 8番 | 山 崎 | 幸 | 雄 |
| 9番 | 森 田 文 | 雄 | 10番 | 伊 藤 | | 英 |
| 11番 | 篠 田 道 | 雄 | | | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|--------|-------|---|--------|-------|---|
| 第1担当区域 | 石 橋 孝 | 雄 | 第1担当区域 | 小 川 幹 | 雄 |
| 第2担当区域 | 齋 藤 信 | 一 | 第2担当区域 | 湯 浅 静 | 夫 |
| 第3担当区域 | 宮 嶋 | 茂 | 第4担当区域 | 芝 倉 和 | 夫 |
| 第4担当区域 | 宮 内 弘 | 行 | 第5担当区域 | 柴 海 祐 | 也 |

第5担当区域 中 村 夏 子
第6担当区域 塩 澤 幸 雄
第7担当区域 富 岡 義 一

第6担当区域 河 村 錦 一
第7担当区域 押 田 正 光

欠席委員（2名）

第3担当区域 渡 邊 勝 久
第5担当区域 笠 井 重 幸

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 武 藤 克 則
係 長 内 藤 勝 弘 係 長 鳩 佐 学

◎開　　会

(午後 2 時 01 分)

議　　長　これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は13名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出はありません。

議　　長　本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、6番、武藤委員、7番、岩井委員を指名します。

◎会務の報告

議　　長　日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長　それでは、令和7年第7回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

7月15日火曜日、令和7年第7回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか9名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは事務局長の武藤ほか2名の職員が出席しております。

次に、7月16日水曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、7月31日木曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会、森田委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請3件、買受適格証明願1件、第5条申請5件、工事完了報告4件、転用事実確認証明願4件でございます。

会務の報告については以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号1番について事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営規模拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の世帯は農家要件を満たしています。

6ページを御覧ください。営農計画書です。申請土地選定理由、現在は荒れ地ですが、所有権移転後は整地を行い、耕作します。

年間作付計画は、4月から12月、枝豆、大根、ネギ等、農作業従事延べ日数は100日。

通作距離は700メートル、3分、農機具等も記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の7ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は新規就農です。契約内容は売買です。金額は記載のとおりです。

続いて、資料10ページの営農計画書及び新規就農者のため次ページの営農チェック表を併せて御覧ください。

まず、営農計画、土地選定理由は申請地は居住地の隣にあり、耕作、管理に最適の場所。

年間作付計画、4月から8月、ミニトマト、約100日、9月から11月、ジャガイモの秋植え、100日、3月から5月、ジャガイモの春植え、約100日。

その他、通作距離ゼロメートル、必要な機械、労働力、技術等々については記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第1号3番について事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。資料の13ページを御覧ください。

申請理由は農業経営の規模拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は農家要件を満たしております。

17ページを御覧ください。営農計画書です。土地選定理由は申請人の家から近く、自作地より近いため。

年間作付計画は記載のとおりです。3月から5月において育苗ハウスです。従事日数は約100日となっております。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第4、議案第2号 買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 買受適格証明願についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号1番について事前審査報告を行います。

資料の19ページを御覧ください。申請内容は、公売参加に伴う農地法第3条における買受適格証明願です。当該行政庁名は、東京国税局です。入札期間は、令和7年9月19日から令和7年10月2日までです。

買い受けようとする土地の所在等は、記載のとおりです。

申請者の農業経営の状況ですが、記載のとおりで、農家要件を満たしております。

23ページの営農計画ですが、土地選定理由は本件土地は申請者名義で申請者が耕作中です

が、前所有者の差押えのため、今回公売に出されました。ゆえに、申請者が入札することにいたしましたとのことで、この申請地は国税局の差押え後に申請人が所有権を取得した土地となります。

作付計画は、作付時期、通年、作目、果樹、梅と柿等です。農作業従事延べ日数は約120日です。その他については、記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の斎藤委員。

斎藤委員 申請人が、たしか今年だと思うのですけれども、法務局のほうから農地としてではなく、非農地の照会があったと思うのです。そのとき私たち見に行ったときは、ここに書かれているようなものの木はありましたけれども、さほど管理されている状態ではなかったのです。何かそんないろんな問題を含めて、今回競売に出ているのですけれども、自分らには何かその辺の細かいところは分からぬけれども、問題はないと思います。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議長 これかなり前の話だけれども、申請人があそこのところ梅を栽培するということで買ったのです。梅植えたのかな。

湯浅委員 植えてあります。

議長 そういうことで、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

山崎委員 よろしいですか。

議長 どうぞ。

山崎委員 土地の名義は、もう私の名義になっているのに、土地買うときに差押え物件だったかということを調べないで買ってしまったのでしょうか、ちょっと不思議ですよね。

議長 その辺ちょっと事務局、説明してくれる。

事務局 登記簿見ると分かるのですけれども、もう差し押さえられているものを知った上で

現所有者さんは購入されています。

山崎委員 それで買ったのだ。

事務局 そうですね。ですので、所有権移転は理論上は可能は可能ですので、ただ現実的にはこういった、いつ入札に出されるかという問題は出てきてしましますけれども、理論上は可能ということです。また、この申請人は抵当権設定していて、3番目の抵当権でそれでも、それで所有権を移転しています。1番抵当権と2番抵当権だけ残ってしまいましたので、それを公売にかけられて正式に取得して抵当権を抹消するということです。

議長 そんなことで、ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、買受適格と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、買受適格とすることに決定しました。

◎議案第3号

議長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第3号について説明】

事務局 以上5件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番、2番については、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第3号1番、2番について、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

1番、2番の転用計画は、ともに太陽光発電設備用地への転用です。本計画地は第2種農地となっております。

転用の時期は、着手予定、令和7年10月1日、完了予定、令和7年12月30日。

施設の概要は、太陽光パネル168枚、パワコン9台です。

総会資料で35ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令等については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番、2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号1番、2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第3号3番について事前審査報告を行います。

資料45ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は車両置場への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和7年10月25日です。

施設の概要は、車両置場16台です。

事業計画書を御覧ください。50ページです。申請理由は、既存施設が手狭になったためです。計画施設は、申請地周辺にポールを立てロープを張る。造成計画は、土砂の搬入や埋立て等は行わず、敷地内残土により整地、転圧を行い、全体に砂利を敷きます。

土地選定理由は、申請地が当社既存施設の近隣にあり、作業等の効率性や防犯上の観点を踏まえて、適していると考えました。検討した代替地は、ほかは検討していません。

事業区域全体の地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 特に問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 1ついいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 ここは埋立地だと思うのですけれども、残土の入れ逃げされてしまったところではないですか。この先は何か入れ逃げされてしまって完了報告出ていないところあるのだよね、ここはちゃんと出ているのですか。

事務局 今回の申請地とは関連ございません。

議 長 だから、こっちのほうは大丈夫なのだろう。

事務局 今回の申請地については特に違法性は確認できませんでした。

議 長 そんなようなことで、ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

議 長 举手全員でございます。

議案第3号3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第3号4番について事前審査報告を行います。

総会資料59ページを御覧ください。議案第3号4番は、農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電設備用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定は許可後、完了予定は令和7年10月末日。

施設の概要は、太陽光パネル128枚、パワコンが10台です。

総会資料67ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令等については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第3号4番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第3号5番について事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

本計画地は第2種農地となります。転用目的は建築条件付売買予定地です。

転用計画ですが、転用の時期は令和7年9月8日、完了予定、令和10年6月30日です。

施設の概要は、建築条件付売買予定地7区画、Aプラン、Bプラン、その他19区画です。

81ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、当該土地は千葉ニュータウン高花地区に近接しており、周辺での生活利便性がよいこと、近年千葉ニュータウン地区においては下総台地の強固な地盤などから大規模物流倉庫や日本最大級のデータセンターなど企業進出が続いていること、また周辺地区での住宅需要の様子を勘案し、計画戸数に見合った新たな買手があると判断し、事業を行うこととしました。造成計画、現況地盤の大半は平たんな地形ですが、南東区域界沿いは隣地側が1.0から2.7メートル程度低く、傾斜地となっているため、計画宅盤との高低差が0.6以上2.97メートルとなる区間は、現場打ちRC擁壁、CP型枠擁壁を設置し、その他の事業区域外周は空洞ブロック造土留めをし、土砂の流出に努めます。区域全体の切土、盛土の平均は28センチとなります。これは場内発生土により整地します。

土地選定理由、住宅需要が多い船橋、白井、鎌ヶ谷を中心として、開発行為による戸建

て分譲を展開しています。今般千葉ニュータウン地区周辺での住宅需要状況を知り、多棟計画が行える土地の取得に向け適地を模索してきました。希望する規模や代替となる用地が確保できませんでした。今回の申請地は、昨年2月に開発造成を完成させた区域に隣接する2期目開発計画地として予定した区域に含む部分となります。その他農地以外の土地と一緒に計画を行いたい旨を土地所有者様に相談したところ、合意が得られたことで申請に至りました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況などは記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の斎藤委員。

斎藤委員 問題ないと思います。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第3号5番は、許可相当とすることに決定しました。

ここでちょっと休憩したいと思います。

事務局 3時10分まで休憩にしたいと思います。

(午後2時57分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後 3 時 13 分)

◎諮問第 1 号

議 長 日程第 6 、諮問第 1 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページをお願いいたします。諮問第 1 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第 1 号について説明】

事務局 以上 7 件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第 1 号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

諮問第 1 号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議 長 日程第 7 、報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 15 ページをお願いいたします。報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号

の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題をいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

森田委員 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年7月31日、第1小委員会において、工事完了報告4件、転用事実確認証明願4件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉会

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第8回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時20分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年8月7日

議長 篠田道雄

署名委員 6番 武藤悟

署名委員 7番 岩井猛和